

アゼルバイジャン共和国

知的財産局

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要		収録済
国内段階の手続		情報は現在準備中

指定（又は選択）官庁 A Z	アゼルバイジャン共和国 知的財産局 国内段階に入るための要件の概要	概 要 A Z
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語	アゼルバイジャン語	
要求される翻訳文	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	認めない	
国内手数料	通貨：アゼルバイジャン・マナト（AZN） 特許又は実用新案： 出願手数料（審査を含む） ¹ …… AZN 20 1個を超える独立請求項ごとの追加手数料… AZN 7 10個を超える従属請求項ごとの追加手数料… AZN 7 第3年度年金…… AZN 50 (10) ²	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	な し	
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ³	発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 ⁴ 出願人が発明者でない場合は、特許に対する出願人の正当な権利を述べた宣誓書 ⁴ 出願人がアゼルバイジャンに居住していない場合には、代理人の選任	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続を行うことが登録されている弁理士	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に支払わなければならない。
- 2 括弧内の額はすべての出願人が自然人である場合に適用される。
- 3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。
- 4 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。